

報告第6号

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則の 一部改正について

平成29年3月9日付けで選挙管理委員会委員長から提出された意見書に基づき、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則を別紙のとおり改正する。

- 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（別紙）
- 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧対照表（参考）
- 広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書（参考）

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。

(定数)

第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。

2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。

3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

4 定款第12条第7項に定める補欠の代議員の定数は各選挙区1名とし、代議員数が10名を超える選挙区では、10名を超える毎に1名を補欠の代議員の定数に追加する。

5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。

6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。

(選挙の管理)

第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

第2章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期

日を告示する。ただし、任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）においては、会長が補欠の代議員選挙の実施及び選挙期日を定め、告示をすることができる。この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会においてその内容を報告しなければならない。

- 2 前項の告示は、代議員選挙の 60 日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。
- 3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60 日前までに」は「30 日前までに」と読み替える。

（選挙人及び選挙人名簿）

第7条 代議員選挙の選挙人は、選挙告示日の前日までに入会の承認を受けた正会員とする。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

第3章 立候補の届出

（被選挙人の資格及び立候補の届出）

第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。
 - (2) 立候補者は、選挙期日の 30 日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各 1 部をその属する地域・職域薬剤師会に提出しなければならない。ただし、臨時の補欠選挙においては、20 日前までとする。
 - (3) 地域・職域薬剤師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の 25 日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。ただし、臨時の補欠選挙においては、15 日前までとする。
 - (4) 前項の送致を郵送で行う場合は、締切日必着とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
 - 3 選挙管理委員会は、立候補届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成するとともに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。

（立候補の辞退）

第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書 1 部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日必着とする。

（立候補者等の責務）

第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日必着とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。
- 4 第2項の郵便による投票は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。
- 5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
 - (2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの
- 2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候

補者に書面をもって通知する。

- 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。

(選挙録の作成及び保存)

第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

- 2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。

第 5 章 補 則

(細則の制定及び改廃)

第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 13 日に一部改正（別段）し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（別段）

最初の代議員選挙においては、第 6 条第 2 項の「60 日」を「45 日」に、第 8 条（2）の「30 日」を「25 日」に、同（3）の「25 日」を「20 日」にする。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 27 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

この細則で「必着」とは、当日の午後 5 時までに到着することをいう。

- 2 この細則は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

代議員選挙区

地 域	職 域
広島市薬剤師会	広島県行政薬剤師会
安佐薬剤師会	
安芸薬剤師会	
広島佐伯薬剤師会	
大竹市薬剤師会	
廿日市市薬剤師会	
東広島薬剤師会	
呉市薬剤師会	
竹原薬剤師会	
福山市薬剤師会	
三原薬剤師会	
尾道薬剤師会	
因島薬剤師会	
三次薬剤師会	

参考

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧対照表

	改正前	改正案
第1章 総 則	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(選挙区)</p> <p>第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。</p> <p>2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。</p> <p>3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(選挙区)</p> <p>第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。</p> <p>2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。</p> <p>3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。</p> <p><u>4 定款第12条第7項に定める補欠の代議員の定数は各選挙区1名とし、代議員数が10名を超える選挙区では、10名を超える毎に1名を補欠の代議員の定数に追加する。</u></p>

	<p><u>5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。</u></p> <p><u>6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。</u></p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。</p> <p>(選挙管理委員会の業務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選挙人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成 (7) その他代議員選挙に必要な事項 <p>第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示)</p> <p>第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。</p> <p>2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。</p>	<p><u>5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。</u></p> <p><u>6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。</u></p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする</p> <p>(選挙管理委員会の業務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選挙人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成 (7) その他代議員選挙に必要な事項 <p>第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示)</p> <p>第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。<u>ただし、任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）においては、会長が補欠の代議員選挙の実施及び選挙期日を定め、告示をすることができる。</u> <u>この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会においてその内容を報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。</p>
--	--	---

	<p>(選挙人及び選挙人名簿)</p> <p>第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた会員でなければならない。</p> <p>2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。</p>	<p>3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。</p> <p>(選挙人及び選挙人名簿)</p> <p>第7条 代議員選挙の選挙人は、<u>選挙告示日の前日までに</u>入会の承認を受けた正会員とする。</p> <p>2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。</p>
--	---	---

	<p>3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。</p>	<p>3 選挙管理委員会は、<u>立候補届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成するとともに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。</u></p>
	<p>(立候補の辞退)</p> <p>第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。</p>	<p>(立候補の辞退)</p> <p>第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、<u>締切日必着とする。</u></p>
	<p>(立候補者等の責務)</p> <p>第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。</p>	<p>(立候補者等の責務)</p> <p>第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">第4章 選 挙</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。</p> <p>2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。</p> <p>3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とする。代議員選挙の期日以降の消印は無効とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 選 挙</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。</p> <p>2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。</p> <p>3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、<u>代議員選挙期日必着とする。</u></p>
	<p>(投票の方法)</p> <p>第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。</p> <p>2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。</p> <p>3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。</p>	<p>(投票の方法)</p> <p>第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。</p> <p>2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。</p> <p>3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。</p>

	<p>4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p> <p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人にすることはできない。</p> <p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの (2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの <p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p> <p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>	<p>4 第2項の<u>郵便による投票は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</u></p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p> <p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ<u>立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。</u>ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p> <p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ<u>立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせせることができる。</u>ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの (2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの <p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p> <p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>
--	---	--

<p>(当選者の決定と報告)</p> <p>第 17 条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第 12 条第 5 項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p> <p>(選挙結果の告示)</p> <p>第 18 条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。</p> <p>2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p> <p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(補欠の代議員の選挙)</p> <p>第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 補 則 (細則の制定及び改廃)</p> <p>第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。</p>	<p>(当選者の決定と報告)</p> <p>第 17 条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第 12 条第 5 項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p> <p>(選挙結果の告示)</p> <p>第 18 条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。</p> <p>2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p> <p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(補欠の代議員の選挙)</p> <p>第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。</p> <p><u>2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 補 則 (細則の制定及び改廃)</p> <p>第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この細則で「必着」とは、当日の午後 5 時までに到着することをいう。</p> <p>2 この細則は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。</p>
---	---

参考

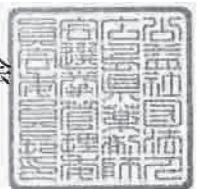
平成29年3月9日

広島県薬剤師会

会長 豊見雅文様

広島県薬剤師会選挙管理委員会

委員長 荒川隆之



広島県薬剤師会代議員選挙制度に関する意見書

広島県薬剤師会選挙管理委員会において、本年度実施した補欠の代議員選挙の実施結果を検討した結果、別紙のとおり改善すべきとの意見が集約されたので、意見書として提出します。



広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書

1 定款第12条第7項に規定されている補欠の代議員選挙の実施

定款第12条第7項は「補欠の代議員を選挙することができる」と規定されていますが、現在「補欠の代議員」は選挙されていません。

このため、本年度は既に3選挙区で4名の「補欠の代議員」選挙を執行しました。選挙管理委員会としては、代議員の欠員期間を最小限にするため、次のとおり、あらかじめ補欠の代議員を選挙することが望ましいと考えます。

○実施時期：次回の任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施。

○定 数：各選挙区1名、代議員数が10名を超える毎に1名追加

2 代議員選挙細則の改正

代議員選挙細則第20条で「補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。」とされていますが、代議員選挙は定数が多いため選挙期間が長く、欠員を補充するための「補欠の代議員」を速やかに選挙することができないため、代議員選挙細則を次のとおり改正することが望ましいと考えます。

(1) 第6条第1項関係

任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）については、選挙実施のための理事会招集手続きに時間を要し、欠員の状態が長期化することを防ぐため、会長に権限を付与することとする。

【第1項に次の内容を加える。】

「ただし、臨時の補欠選挙においては、会長が補欠の代議員選挙及び選挙期日を定め、告示をすることができる。この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会において、報告しなければならない。」

(2) 第6条第2項関係

選挙の告示は、選挙期日の60日前までに行うとされているが、臨時の補欠選挙においては選挙期間短縮のため30日前までとする。

【第6条に次の第3項を加える。】

「3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。」

(3) 第7条関係

(2) に関連して改正する。

ただし書きのうち「選挙期日の60日前までに」を「告示日の前日までに」に改正する。

(4) 第8条(2)関係

(2) に関連して改正する。

第1項に次の内容を加える。

「ただし、臨時の補欠選挙においては、20日前までとする。」

(5) 第8条(3)関係

(2) に関連して改正する。

第1項に次の内容を加える。

「ただし、臨時の補欠選挙においては、15日前までとする。」

(6) 第20条関係

代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補を認めると、二重当選による欠員が生じる恐れがあるため、重複立候補を認めないこととする。

【第20条に次の第2項を加える。】

「2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。」

3 その他、事務処理を迅速化するための措置

(1) 郵送の取扱いを変更

郵送の場合、現行の「締切日の消印は有効とする」を「必着とする」に改正する。

理由：郵便物の到着を確認するのに時間を要し、事務を迅速に進められないため

なお、着時刻については「附則」で午後5時までと規定する。

関係条文

第8条(3)、第9条、○第11条

(2) 候補者一覧表の通知

選挙細則第8条第3項を、次のとおり改正する。

【改正前】

選挙管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の

候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。

【改正後】

選挙管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成しするとともに、正会員に通知ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。

(理由)

- ・改正前の条文では、全ての選挙区の候補者を全会員に通知すると読めるが、投票権のある選挙区の候補者のみ通知すれば足りると思われる。なお、全体の候補者は、ホームページで確認できる。
- ・無投票の場合は、ホームページでの周知で十分であり、個別の会員に通知する必要性がないと思われるため。

(事務量の削減と郵送費の節約。)

(3) 候補者一覧表の通知

選挙細則第15条第1項(2)を、次のとおり改正する。

【改正前】

(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの。

【改正後】

(2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの。

(理由)

- ・定数どおりの記載をしたものを有効投票とする。